

裏面白紙

政令第 号

地方自治法施行令の一部を改正する政令第 号

(昭二四、一、三三)

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第十條第一項但書の規定に基き、未復業者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)を實施するため、この政令を制定する。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 海軍の軍人軍属であつた者及びその家族等に対する俸給その他の給與に関する事項(未復業者給與法(昭和二十二年法律第六十七号)に基き、療養費及び障害一時金の支給に関する事項を除く。)については、地方自治法附則第十條第一項の規定にかかわらず、引揚投誠褒設置令(昭和二十三年政令第二百二十四号)の定めるところによる。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年十二月二十九日から適用する。



裏面白紙

理由

未設置者論議法の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県及び特別市をして海軍  
の定人等届であつた者に対し、<sup>海軍</sup>海軍及び海軍一時金の支給に関する事務を行わせるた  
り、地方自治法施行令の一部を改正する必要があるからである。